

埼玉県建築行政マネジメント計画

第1次 平成23年3月

第2次 平成28年3月

第3次 令和2年8月

埼玉県建築物安全安心推進協議会

(事務局：埼玉県都市整備部建築安全課)

目次

I. はじめに	2
1. 背景と目的	2
2. 策定主体	3
3. 計画期間	3
4. 対象範囲	3
5. 計画の公表	3
6. 目標達成状況の把握と公表	3
7. 取り組みの見直し	3
II. 施策	4
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	5
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	5
(2) 工事監理業務の適正化とその徹底	7
(3) 中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底	8
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	9
(5) 建築確認申請等の電子化の推進	10
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	11
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	11
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	12
3. 違反建築物対策等の徹底	13
(1) 違反建築物対策の徹底	13
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	15
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	16
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	16
(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	18
(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	19
5. 事故・災害時の対応	21
(1) 事故対応	21
(2) 災害対応	22
6. 消費者への対応	23
7. 執行業務体制の整備	24
(1) 内部組織の執行体制	24
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	25
(3) データベースの整備・活用	26
付録	27

I. はじめに

1. 背景と目的

(1) これまでの取組

埼玉県及び県内特定行政庁では、「建築物安全安心推進計画について」（平成11年4月6日付建設省住指第163号）を受け、「埼玉県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）」を平成11年に発足し、建築行政を取り巻く諸問題に対処するため「埼玉県建築物安全安心実施計画」を策定しました。

平成23年度以降は「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成22年5月17日付国住指第655号）及び「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（平成27年2月20日付国住指第4428号）に基づき、新たに警察・消防等の関係機関及び関係団体を協議会員に加え、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「埼玉県建築行政マネジメント計画」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

(2) 制度の見直し

建築行政の分野においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）や建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされているところです。

◆ 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）

最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応した規制の見直し。

◆ 建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）

建築士人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格を改めること等により、建築士試験の受験機会が拡大された。具体的には、令和2年から建築士試験を受験する際の要件となっている実務経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに必要な経験を有すればよいこととなった。

また、改正建築士法の施行（令和2年3月1日）に併せ、実務経験の対象実務の拡大、学科試験免除の仕組みの見直し、建築士事務所の図書保存の見直し等が行われた。

(3) 埼玉県建築行政マネジメント計画の見直し

昨今の建築行政を取り巻く状況を踏まえた「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（令和2年2月5日付国住指第3643号）（以下「国指針」という。）に基づき、新たな制度改正の内容や近年発生した違反建築物への対応などを反映するため、埼玉県建築行政マネジメント計画の見直しを行いました。

引き続き、円滑な経済活動の維持を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため本計画に基づき協議会員の連携の下、効果的な建築行政を推進します。

2. 策定主体

埼玉県建築物安全安心推進協議会（62組織・機関）

構成員：埼玉県，特定行政庁（限定特定行政庁含む），指定確認検査機関，指定構造計算適合性判定機関，警察・消防等の関係機関及び関係団体

3. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4. 対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

5. 計画の公表

各特定行政庁は、庁内はもとより関係団体や住民に広く当該計画を公表し、理解と協力を求めるため、本計画をホームページ等で広く公表する。

6. 目標達成状況の把握と公表

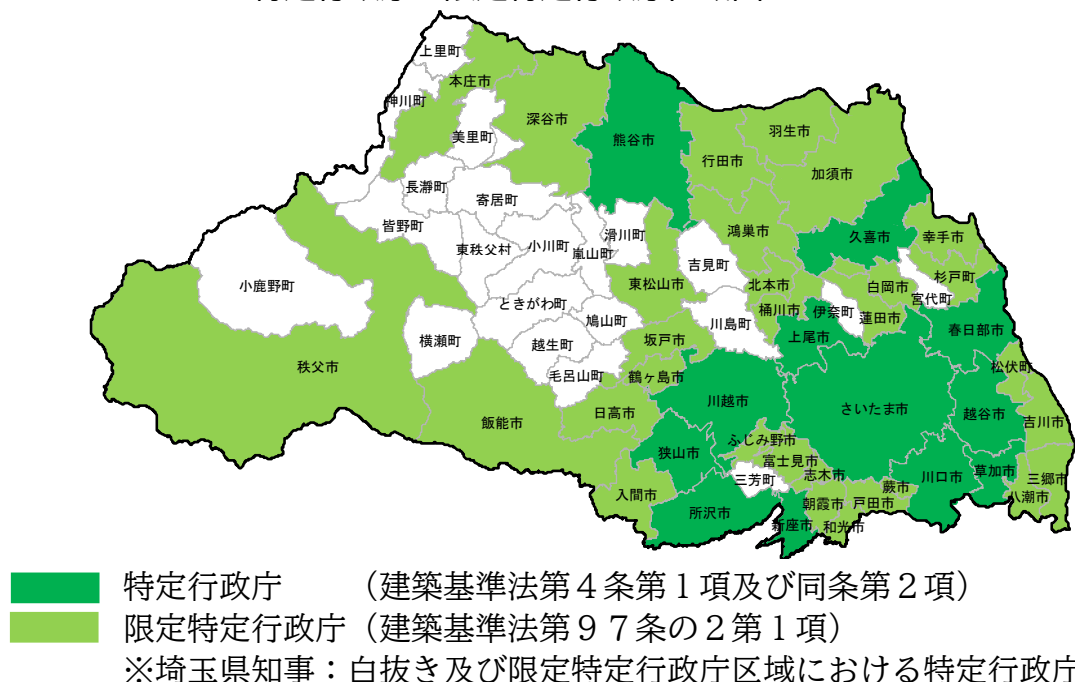
目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標達成状況を公表することとする（巻末様式参照）。

県指定の指定確認検査機関は、国指針に基づく「推進計画書」を提出する。

7. 取り組みの見直し

毎年度実施する目標の達成状況及び社会情勢や地域の実情を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体的な取り組むべき施策の見直しを行い、計画の継続的な改善を図るものとする。

特定行政庁・限定特定行政庁区域図



Ⅱ. 施策

県、各特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、現状の課題や地域の特性等を考慮して、関係機関・団体の協力のもと、各々の具体的な取り組みを実施する。

<凡例>

「Ⅱ. 施策」における実施主体（協議会会員）及び記号

実施主体		団体数
県	埼玉県	1
特行	特定行政庁（限定特定行政庁及び埼玉県知事含む）	43
指確	指定確認検査機関	2
指構	指定構造計算適合性判定機関	1
記号		
◎	全ての対象実施主体で新たに取り組む施策	
○	一部の対象実施主体で取り組んでいる施策	
✓	全ての対象実施主体で取り組んでいる施策	

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

【現状】

- ・ 確認審査等に関する指針に基づき、円滑かつ適確な確認審査を実施している。
- ・ 審査技術、判定技術を向上させるため、研修会の実施などに取り組んでいる。
- ・ 構造計算適合性判定や消防同意の審査が求められている場合、各機関で連携し確認審査の円滑化に取り組んでいる。

【課題】

- ・ 円滑かつ適確な確認審査ができる体制を維持・継続していくことが必要。
- ・ 特定行政庁・指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査の迅速化を図ることが必要。

【目標】

構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値¹：35日間以内

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・ 確認審査等に関する指針 ² に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 取組例：2重チェックなど審査漏れ防止体制の整備。 消防同意の並行審査 ³ 。 確認申請図書作成に必要な資料等作成及び公開。 申請者に申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関に不明点について事前相談をするよう促す。		✓	✓	
・ 確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施	✓			✓
・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認	✓	✓	✓	✓
・ 建築確認申請担当者や構造計算適合性判定員の審査技術、判定技術向上の取組み 取組例：埼玉県特定行政庁連絡協議会での建築基準適合性判定資格者検定の受検前研修会の開催、同協議会での建築主事部会の開催、地域別管内協議会の開催。	✓	○	○	○

¹ 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値

² 平成19年国土交通省告示第835号

³ 建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱について（消防庁予防課長平成22年5月21日付消防予防第221号）

内容	県	特行	指確	指構
・円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理	✓	○	○	○
・県・特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関相互の情報交換等による連携の確保	✓	○	○	○
・説明会や通知等を通じた運用の円滑化	✓	○	○	○

(2) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。

【現状】

- ・工事監理者の選任状況が不明な工事は責任の所在が不明瞭となる恐れがあり、建築確認された内容と異なるなどの不誠実な施工がされる恐れがある。
- ・新築物件については現場パトロールの実施により、ほぼすべての建築物で工事監理者が専任されている。
- ・工事監理者が選任されていたとしても、工事監理が不十分だったと思われる不具合（近年の共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案等）が発生している。

【課題】

- ・確認済証交付時など建築主への周知内容に工事監理業務の重要性が不足。
- ・第三者の視点の工事監理が確実に実施されるよう、工事監理者と工事施工者各々の明確な責任の所在の理解を促すことが必要。
- ・工事監理者に対する不適切監理を抑制する予防的取組が重要。

【目標】

増築等工事監理者選定割合⁴：100%

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 取組例：「未定」案件に対する確認済証交付前の再確認、選任後速やかに届出書を提出するよう工事監理者決定届出書を配布する。 工事着手予定日前に未届出案件へ督促する。 現場パトロール時に工事監理者未選任又は変更未報告の建築主に対し届出書提出を指示する。		○	○	
・データベース等活用した工事監理者の適格性確認 取組例：建築確認申請時又は工事監理者決定（変更）届出時に、建築物の規模に応じた資格者が選任されているか確認を徹底する。		✓	✓	
・工事監理業務の重要性の周知徹底等 取組例：工事監理者向けに工事監理ガイドライン等の活用促進、建築主向けに工事監理者選任に関するチラシを確認済証交付時に配布する。未選任工事の罰則等を施工者に周知し、施工者からも建築主に対し事前説明を行うよう促す。		○		

⁴増改築、大規模修繕・模様替え、移転を対象とする

(3) 中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査をさらに徹底する。

【現状】

- ・新築の完了検査は金融機関による融資条件として認知されてきたことや、現場パトロールの実施によりほぼすべての建築物での受検を確認している。
- ・近年の共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案など、工事監理不十分事案の発生により、検査時における工事監理状況の確認がより重要性を増している。

【課題】

- ・建築主や建物購入者に対し、中間検査・完了検査の必要性を理解してもらうことが必要。
- ・既存ストック活用の流れから、増築や改修は増加し、空き家等の用途変更活用も求められており、これらについても法への適合性を確保することが重要。
- ・検査時に工事監理者による適正な工事監理の実施状況を確認することが必要。

【目標】

増築等完了検査率⁵、用途変更完了届出率：100%

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・検査未受検・無届出の建築物に対する督促等の実施 取組例：確認済証と併せ検査受検（用途変更の場合は届出）案内を配付する。 検査予定時期別管理 ⁶ による受検状況の把握。 現場パトロールにより工事状況を把握し、受検（用途変更の場合は届出）要請を徹底する。 設計者、工事監理者及び施工者に対し、建築主へ受検の必要性を説明するよう要請する。		○		
・検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施 取組例：所有者等に対し、建築基準法第12条第5項に基づく報告を求める。		○		
・中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 取組例：検査申請書第四面（工事監理の状況）の記載内容について、検査時の確認を徹底する。		✓	✓	
・地域特性を踏まえた特定工程の設定（特に3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅）等		◎		

⁵増改築、大規模修繕・模様替え、移転を対象とする

⁶建築計画概要書第二面の工事完了予定年月日による物件毎の管理

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

【現状】

- ・ 特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関は連携体制を構築するとともに運用の整合性を確保している
- ・ 仮使用認定にかかる審査については「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会、編集協力：国土交通省住宅局建築指導課）を活用し実施している。

【目標】

仮使用認定制度の円滑な実施
工事中の建築物の安全確保の徹底 等

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・ 特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関の連携体制の構築及び運用の整合性の確保		✓	✓	
・ 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底		○		
・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知		○		

(5) 建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続きの一層の効率化に向け、県内の建築確認申請の約97%を審査している指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進めるとともに、特定行政庁は確認審査報告の電子化への対応を進める。

【現状】

- ・ 建築確認申請等の電子化について、国は「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（平成26年5月7日付け国住指第394号）及び「電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて（通知）」（平成27年2月12日付け消防予第53号）を発出し推進している。
 - ・ 建築確認の電子申請対応：

特定行政庁	0%
協議会会員の指定確認検査機関	50%
 - ・ 電子申請に対応している指定確認検査機関での電子申請割合： 49%
 - ・ 確認審査報告の電子化体制：

特定行政庁	72%
埼玉県を業務区域とする指定確認検査機関	38%
- ※建築行政共用データベースシステム（（一財）建築行政情報センター）による確認審査報告の電子化体制
- ・ 感染症への対応としても電子化が望まれる。

【課題】

- ・ 現状の電子化は、申請者、指定確認検査機関及び特定行政庁で様々であり互換性が低い。
- ・ 確認審査報告の電子化による発出側の負担の増加。
- ・ 申請件数の少なさから特定行政庁での電子申請体制導入は遅れている。

【目標】

建築確認の電子申請の受付対応
指定確認検査機関及び特定行政庁における互換性のある電子化体制の構築

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討（事前協議を含む）		○		
・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む）			○	
・ 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定			○	
・ 確認審査報告の電子化の検討		○	○	

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関※における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

※この項目での指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、埼玉県を業務区域とする機関を指す。

【現状】

- ・ 確認取り消し処分6件（平成27年～令和1年）
- ・ 役員による不適当な行為、関係者が設計した建築物の確認検査の実施、特定行政庁への報告義務違反等により指定確認検査機関が処分を受けた事案が発生している。
- ・ 指定確認検査機関処分17件（平成27年～令和1年）

【課題】

- ・ 県内の各特定行政庁と連携し、指定確認検査機関の業務の適正化に向けた取組を実施するため、体制の整備が必要。
- ・ 指定確認検査機関は更なる質の向上を図ることが必要。

【目標】

指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保等

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・ 指定確認検査機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底 取組例: 指定確認検査機関の処分基準を、随時実情に合わせて見直しを図り、適正に運用する。 特定行政庁と連携して情報共有し、厳正な処分の判断を行うと共に、処分後の業務改善点等の経過観察を行う。	✓			
・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施 取組例: 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への指導、立入検査を実施する。	✓	○		
・ 指定確認検査機関の処分履歴等の公表等 取組例: 県報登載に加え、ホームページで公表	✓			

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【現状】

- ・ 建築士事務所への立入により、業務の実施状況を確認し、指摘事項に対する報告書の提出を求めている。
- ・ 平成27年6月：延べ面積300㎡を超える建築物の書面契約締結や建築士免許証提示等が義務付けられた。
- ・ 令和2年3月：建築士事務所における図書保存対象が拡大し、全ての建築物の構造関係図書等の保存が義務付けられた

【課題】

- ・ 建築関係団体未所属による情報不足等により、建築士法の改正内容への理解が低い建築士や事務所開設者がおり、業務の適正化が図られていないことがある。

【目標】

建築士事務所への計画的な立入検査の実施
定期講習等の受講の徹底等

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・ 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施 取組例：建築士法上の処分基準について公表し、随時実情に合わせて見直しを図る。 建築士事務所の業務報告書提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督を行う。 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底	✓			
・ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施 取組例：特定行政庁、指定確認検査機関からの情報提供により、立入事務所をリストアップする。	✓			
・ 定期講習の受講促進等、建築士制度の周知及び注意喚起の実施 取組例：書面の契約等における設計等の業の適正化 改正建築士法 建築士事務所の図書保存制度の見直し 業務報酬基準の内容	✓	○		
・ 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表 等	✓			

3. 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ適確に対応することが求められている。また、多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの違反の疑いのある建築物（違法貸しルーム）が引き続き多数存在しており、これらの建築物において火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。

こうした状況を踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【現状】

- ・ 特定行政庁では違反建築の未然防止や早期発見のために現場パトロール等を重視しているが、未だに建築確認制度や建築関連法令を順守しない建物が認められる。
- ・ 大臣認定や型式適合認定との仕様不一致による法不適合事案等の発生。
- ・ 利用者がある中で、是正指導等により対応に苦慮するケースも多い。
- ・ 違反建築の把握及び是正のため、消防や警察等許認可部局と随時合同立入、情報共有を行っている。

【課題】

- ・ 周辺への影響が大きい、または生命に関わる違反は、早急かつ厳格な対応が求められるが、所有者への理解、是正資金調達、医療福祉施設における継続使用等のため時間を要する場合がある。
- ・ 建築行政、警察及び消防など相互間における、情報共有・連携体制をより効果的かつ継続的なものとするため、会議体等の枠組みの構築が必要である。
- ・ 違反建築の未然防止のため、また、使用開始後の是正は困難となるため、早期に発見できる対応が必要である。
- ・ 確認申請を必要としない小規模の用途変更、増築及びリフォーム等で発生する違反建築に対する取組が必要である。
- ・ 影響が広範囲に及ぶ大臣認定等に係る法不適合事案については、国や所管行政庁との連携が重要である。

【目標】

違反建築物対策の徹底

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・違反建築物是正方針の作成（是正の優先順位の整理・目標・具体施策の整理等）		○		
<p>・警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保</p> <p>取組例:既存建築物における違反は用途変更や増築等によるものが多く、許認可の情報を共有できる体制を構築する。</p> <p>例) 無料低額宿泊所（社会福祉法）：社会福祉事務所、キャバレー・カフェ（風営法許可）：警察署</p> <p>既存の各種会議等の体制を活用し、定期的な情報共有を図る。</p> <p>違反建築物の現場には、必要に応じ警察、消防、建築等行政機関が連携し立入調査等を実施する。</p> <p>用途変更を実施した建築物については、完了検査が適用されないため、防災週間における査察等を実施する。</p>		○		
<p>・違反情報、違反对応に関する国・都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有</p> <p>取組例:建築士法、建設業法等監督権者への情報提供</p>	✓	✓		
<p>・違反建築物に対する違反是正要領の作成</p> <p>取組例:違反是正指導マニュアルを作成する。作成済の場合は実情に合せ見直す。</p>		○		
<p>・違反建築物未然防止のためのパトロール等の実施</p> <p>取組例:確認審査報告書を早期に審査する。</p> <p>関係団体との連携による「違反建築なくそう運動」を積極的に展開する。</p>		✓		
<p>・違反建築物に係る是正・指導の徹底</p>		✓		
<p>・違反建築物に係る情報の公表</p> <p>取組例:法に基づく公示の他、ホームページ等に掲載する。</p> <p>啓発リーフレット等を配布する。</p> <p>事業者団体の会合等において、違反となるケースや処分内容等の法令に関する周知を図る。</p>		○		
<p>・重大な違反や悪質な違反に係る命令及び告発の実施</p> <p>取組例:悪質な違反に対しては、法に基づく命令等を実施する。</p>		○		
<p>・違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施等</p>	✓	✓		

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

【現状】

- ・工場等では建築確認を取らずに設置された違法設置昇降機が多く、労働基準監督署からの連絡を受け、立ち入りや聞き取り調査を行い、建築基準法に適合するよう指導している。

【課題】

- ・工場等は垂直自動搬送機（機械の一部）の認識で昇降機の手続きを取らず使用している場合や転売により違法設置昇降機と知らずに新しい所有者が使用している場合が多く、所有者に建築基準法に適合しているかを確認させることが必要。

【目標】

違法設置昇降機の安全対策の徹底等

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握 取組例：労働基準監督署と連携し、現地調査等を実施する。 工場や倉庫などの設置可能性が高い用途の建築物については、防災査察等の機会を捉え現場を確認する。		○		
・構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底等 取組例：法第12条第5項報告を求め、是正計画を指示。是正の進捗を厳しく管理し、是正後現地を確認する。		○		

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、昇降機や遊戯施設、建築設備及び防火設備についても同様に安全性確保を推進する。

【現状】

- ・ 報告実績 93.4% (令和元年度)
[建築物：89.1%、設備：87.0%、昇降機：98.1%]
- ・ 旅館・ホテル・飲食店等の報告率が低い。
- ・ 平成26年建築基準法改正により防火設備検査が導入された
- ・ 平成30年度の建築基準法改正に伴い、県内全特定行政庁は令和元年に定期報告対象建築物の見直しを行い、定期報告台帳の再整備を実施した。

【課題】

- ・ 定期報告を行わない建築物の所有者又は管理者（以下所有者等）に対し文書等により働きかけを行っても、報告を行わない所有者等がいる。
- ・ 定期報告制度の見直しに伴い、定期報告対象となった防火設備の把握が困難。
- ・ 建築物の適切な維持管理のためには定期報告制度と違反是正指導との積極的な連携が必要。

【目標】

定期報告率：95%

新たに定期報告対象となった防火設備の把握率：90%

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告制度の周知徹底（平成26年の建築基準法改正で指定された建築物及び昇降機等、防火設備検査） 取組例：ホームページ、チラシ等で定期報告の必要性を周知する。 防災査察の機会を捉え制度の周知を図る。 		✓		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 取組例：関係部局等と連携し新たな対象を把握する。 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底 取組例：定期報告受付機関から未報告建築物の所有者等へ提出を促す指示通知を発送する。 その後も提出がない場合は定期報告未報告建築物の所有者等に対し報告の督促（電話、文書、現場口頭指示）を実施する。 報告率の低い用途の建築物についての報告率の向上を目指し、関係部局との連携を図る。 		○		

内容	県	特行	指確	指構
<ul style="list-style-type: none"> ・未報告建築物に係わる報告徴収、立入検査の実施 取組例:未報告建築物における防災査察の実施。		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・防火設備検査の周知徹底 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署との連携を確保した定期報告業務講習会の実施 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告対象建築物のデータベース化 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施 取組例:定期報告の内容を受け、是正が必要な場合は改善指導を行い、改善されない場合は違反是正指導へ移行する。		✓		

(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、引続き使用実態の把握に取り組み、関係部局との連携も図りながら、建築物所有者によるアスベスト対策を推進する。

【現状】

- ・吹付けアスベスト等が使用された建築物が残っており、住民や利用者の健康被害を招く危険性が存在する。
- ・1,000㎡以上の民間建築物について、アスベスト調査台帳の整備や実態把握への取組を進めている。
- ・アスベストに関する助成制度は、県及び6市（令和2年4月1日現在）で実施している。
- ・平成15年7月の改正建築基準法施行以降、シックハウス対策としてホルムアルデヒド等に関する建築材料や換気設備の規制が実施されている。

【課題】

- ・吹付けアスベスト等の除去等の対策を推進するため所有者等の負担を軽減することが必要。
- ・吹付けアスベストの危険性と対策の必要性、専門家による調査の重要性や助成制度が所有者に十分に認識されていない。
- ・吹付けアスベスト等が施工されている建築物の数を適時把握することが必要。

【目標】

アスベスト台帳整備と使用実態把握の促進

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・アスベスト対策等の周知徹底 取組例:アスベストについてホームページ等により必要性や除去費用の目安などを周知。 リフォーム時のシックハウス対策の周知		○		
・アスベストを有する建築物に係わるデータベース化 取組例:定期報告台帳などの活用により対象建築物のアスベストの有無を調査。		○		
・アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備 取組例:交付金を活用した助成制度の立上げ、周知、実施。		○		
・公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表等 取組例:国の照会に基づき、フォローアップ調査を実施。	✓			
・アスベスト対策関係部局との連携 取組例:各種業界団体を介した補助制度の周知。		○		
・建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用		○		

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。
 既存建築ストックの安全性を向上させるため、特に既存不適格建築物に対応する法制度や施策の周知を徹底する。また、既存建築ストックを有効活用が適法に行われるために、対応策を検討する。

【現状】

- ・ 既存の建築物は、法令が改正され防火や避難規定が強化されても、増築や用途変更等の建築等行為がない限りこれらの規定は適用されない。そのため、現行規定に適合するような改修工事が行われることは稀である。
- ・ 増加する空き家への対策として「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年施行）」や「住宅宿泊事業法（平成30年施行）」が制定された。
- ・ 既存建築ストックの利活用を推進するため、建築基準法の一部を改正する法律（令和元年6月施行）により、用途を変更する際の確認申請を必要とする規模が100㎡を超えるものから200㎡を超えるものに改正された。

【課題】

- ・ 所有者や管理者に対し既存不適格建築物の現行基準への適合を働きかけることが必要。
- ・ 適切な維持管理を行っていない建築主等への対応。
- ・ 既存建築ストックの活用の際、適法に行われない場合がある。

【目標】

既存建築ストックの安全性の向上

【施策】

内容	県	特行	指確	指構
・ 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底 取組例:増改築、用途変更の相談、防災査察及び定期報告等の機会を捉えて所有者等へ現行法への適用を促す。		○		
・ 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知 取組例:所有者向けの啓発リーフレットを作成し配布する。防災査察時に改修などの必要性を説明する。		○		
・ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知 取組例:建築主に対し、融資や将来譲渡に備えて保存掛けるチラシを配布する。		○		
・ 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施 取組例:パトロールにより状況を把握しつつ、建築主へのこまめな要請を行う。 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインを有効活用し、措置を講じる。		○		

内容	県	特行	指確	指構
<p>・既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備 取組例:空き家対策に建築行政も連携する。 福祉等関係部局との連絡体制構築により、確認申請を行っていない小規模建築物の情報共有を図る。</p>		○		
<p>・既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表</p>		○		
<p>・検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用 取組例:増改築や用途変更の機会を捉え、法適合状況の把握や不適合部分の是正を促し、円滑な増改築等が行えるよう指導する。</p>		○		
<p>・増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用等</p>		○		

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることを鑑み、迅速かつ適確な事故対応を行う。

【現状】

- ・各地で雑居ビル火災や違法に設置されたエレベーターによる事故が発生し人命が失われている。また、大規模倉庫において発生した火災では、適切な維持保全がなされていないこと等から大規模な延焼を引き起こしている。これらの事故の対応は建築部局、消防部局、労働基準部局及び警察など個々に対応していることが多い。
- ・必要に応じて消防部局と建築部局による合同の立入が実施されている。

【課題】

- ・事故発生時における建築行政、警察及び消防など相互間の情報交換や立入などのルールづくりが必要。

【目標】

事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組の実施

【施策】

	県	特行	指確	指構
・ 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備 取組例:協議会を通じた情報提供	✓			
・ 事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備		○		
・ 円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備		○		
・ 事故対応マニュアルの整備		○		
・ 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省・県への情報提供		○		
・ 立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底		○		
・ 同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示		○		

(2) 災害対応

切迫性が指摘される首都直下地震など災害が発生した際には迅速かつ適格な対応が重要であり、被災後の二次的災害を防止するために、被災建築物応急危険度判定の実施が必要となる。そのため、関係各機関と引き続き連携し、判定士の質の向上など更なる体制強化に取り組む。

【現状】

- ・被災建築物応急危険度判定士：6,893人（令和元年度末）≧必要6,800人
- ・地震等の災害が発生した際の迅速かつ適確な対応のため、実施主体となる各市町村とそれを支援する県の役割分担のもと平常時から準備を進めている。
- ・判定模擬訓練などを定期的実施し、判定能力維持に努めている。

【課題】

- ・必要判定士数は確保できているものの、被災時に迅速に活動するためには、各判定士の健康面や家庭環境の状況変化にあわせ、参加意向を確認するなど平常時から実態に即した登録情報を更新していく必要がある。
- ・大地震直後の混乱や想定を超える事態の発生などが危惧される中、被災直後迅速に、県・市町村・判定士が連絡・調整する体制を平常時から維持していく必要がある。
- ・実際の判定活動の経験機会は非常に少なく、判定士の判定能力の維持には努力を要する。

【目標】

被災建築物応急危険度判定士登録者数：6,800人以上
被災建築物応急危険度判定模擬訓練：年1回以上

【施策】

	県	特行	指確	指構
・災害時の連絡体制等の整備 取組例：70歳を超える登録者への意向確認の実施	✓			
・迅速かつ正確な災害情報の把握と提供	✓			
・被災建築物応急危険度判定士の確保 取組例：新規判定士養成講習会の開催（年4回程度） 応急危険度判定士データベースの更新	✓			
・被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上 取組例：判定模擬訓練の開催（年1回程度）	✓			
・広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保 取組例：データベースを活用した迅速な判定士招集体制構築	✓			
・訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底等	✓			

6. 消費者への対応

消費者の意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築部局においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【現状】

- ・建築物に関する相談は、建築物の工事請負契約や工事内容、建物売買、維持管理など多種多様であり、行政側の窓口も広範囲に渡っていることから、適切な対応が難しくなっている。

【課題】

- ・建築に関する消費者の被害内容や苦情相談内容を情報発信することが必要。
- ・行政から発信する情報を消費者ニーズに応えられるものにすることが必要。
- ・建築物に係る、契約、工事内容、維持管理などの相談窓口がどこかわかりやすく周知することが必要。

【目標】

安全・安心に関する情報の周知徹底と相談体制の構築

【施策】

	県	特行	指確	指構
・消費者部局及び消費生活センターとの連携 取組例:役割分担や情報提供の方法等について調整する。		✓		
・ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供 取組例:相談内容に応じた窓口一覧表の作成。 わかりやすいQ&A集（ホームページ等）の作成。 定期調査概要書制度の周知、アスベスト関係の周知		✓		
・相談窓口の設置、苦情の処理体制整備等 取組例:住民向け各種相談会、住宅供給公社の相談窓口等との連携。		✓		

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を効率的に遂行でき、かつ災害等の発生時に対応できる業務執行体制の構築を図ることが必要である。特に建築主事や確認検査員の将来の配置を踏まえた業務執行体制の検討が必要である。

【現状】

- ・ 建築基準法の厳格化による指導・監察業務の増加、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の関係法令の施行により業務量が増加しているが人材確保も難しく、限られた人員で対応している。
- ・ 建築確認申請件数の97%は指定確認検査機関で審査され、民間機関は確認申請処理を、特定行政庁は許可や監察業務を担うという棲み分けが進んでいる。
- ・ 平成27年、比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算（ルート2）について、構造計算適合性判定の対象外となった（ルート2の判定を行える資格を有する建築主事を置く審査機関に確認申請を提出した場合に限る。）。
- ・ 平成30年建築士法改正により、建築士資格に係る実務経験がなくても、建築基準適合判定資格者に要する実務経験があれば同検定の受検が可能になった。

【課題】

- ・ 建築技術職員（特に有資格者）の確保
- ・ 特定行政庁における審査担当者の審査技術の低下・経験不足

【目標】

建築行政に必要な執行体制の維持・見直し
審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施

【施策】

	県	特行	指確	指構
・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 取組例：埼玉県特定行政庁連絡協議会での建築基準適合性判定資格者検定の受検前研修会の開催、同協議会での建築主事部会の開催、地域別管内協議会の開催（再掲1.（1）） 特定行政庁から指定確認検査機関への職員派遣	✓	✓	✓	✓
・ 建築技術職員の長期的視点での人材育成及び人員確保 取組例：埼玉県特定行政庁連絡協議会での各種研修及び視察等の実施 業務量に応じた人材の確保のために業務量の推移を出すなど、標準必要人員を出す				
・ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の確保		○	✓	

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制が必要です。

【現状】

・目的に応じ協議会を設置し、関係団体との連携を図っている。

①埼玉県建築物安全安心推進協議会

ア 概要

平成10年の建築基準法改正に伴い、法の適確な実施に向け策定された「建築物安全安心推進計画について」（平成11年4月6日建設省住指発第163号）に基づき、当該計画を推進するために平成11年8月に設置。

イ 構成員（巻末構成員一覧参照）

特定行政庁、警察、消防、福祉等の関係機関、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体、建築士・建築士事務所関係団体、消費者団体

②彩の国既存建築物地震対策協議会

ア 概要

建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図るために平成10年1月に設置。

イ 構成員

埼玉県、県内全市町村、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建築施工・住宅関係団体、建築士・建築士事務所関係団体

③日本建築行政会議

ア 概要

全国的な建築行政の会議。会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するためのより適確な基準の整備・運用を通じて、建築物の安全性の確保、質の向上及び個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進を図るために平成12年6月に設置。前身は日本建築主事会議。

イ 構成員

全国の特定行政庁、指定確認検査機関、指定認定機関、指定性能評価機関

【目標】

関係機関・関係団体との連携強化と取組の充実

【施策】

	県	特行	指確	指構
<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」等を積極的に活用し、連携を図る。 ・既存の協議会において、構成員の連携を強化し、取組の充実を図る。 ・省エネルギー等の環境配慮やバリアフリー化の促進、新たな法制度の創設や社会情勢の変化等に応じ、関係機関、関係団体と連携した執行体制を整備する。 	✓	✓	✓	✓

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

【現状】

- ・特定行政庁において、建築確認・検査等に係るデータベースの整備は行われている。
- ・データベースを活用及び分析し、各種施策を実施している。

【目標】

建築確認・検査等に係るデータベースの適切な整備・維持管理の継続
各種施策の対象となる建築物の総数の把握

【施策】

	県	特行	指確	指構
・建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理 ・建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化	✓			
・建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化		✓		
・データベース分析による課題抽出と施策検討等	✓	✓		
・指定確認検査機関とのネットワークの構築等 取組例：建築行政共用データベースシステム（（一財）建築行政情報センター）によるネットワークの構築		○		

付録

1. 埼玉県建築物安全安心推進協議会 構成員一覧

区分		構成員			
特定行政庁	13	埼玉県	川口市	上尾市	久喜市
		さいたま市	所沢市	草加市	
		川越市	春日部市	越谷市	
		熊谷市	狭山市	新座市	
限定特定行政庁	30	行田市	深谷市	北本市	日高市
		秩父市	蕨市	八潮市	吉川市
		飯能市	戸田市	富士見市	ふじみ野市
		加須市	入間市	三郷市	白岡市
		本庄市	朝霞市	蓮田市	杉戸町
		東松山市	志木市	坂戸市	松伏町
		羽生市	和光市	幸手市	
		鴻巣市	桶川市	鶴ヶ島市	
指定確認検査機関	2	株式会社埼玉建築確認検査機構			
指定構造計算適合性判定機関		一般財団法人さいたま住宅検査センター			
行政機関	建設業、住宅、保健、福祉等	3	埼玉県 県土整備部 建設管理課		
			埼玉県 都市整備部 住宅課		
埼玉県 保健医療部 生活衛生課					
	消費者相談	1	埼玉県 県民生活部 消費生活支援センター		
警察		1	埼玉県 警察本部 生活安全部 生活経済課		
消防		1	埼玉県 危機管理防災部 消防課		
定期報告		1	一般財団法人 埼玉県建築安全協会		
建築設計団体		3	一般社団法人 埼玉建築士会		
			一般社団法人 埼玉建築設計監理協会		
			一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会		
建設業等団体		1	一般社団法人 埼玉県建設業協会		
宅地建物・不動産団体		1	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会		
電気・ガス等エネルギー供給事業者		2	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社		
			東京ガス株式会社 埼玉支社		
金融機関等		1	独立行政法人 住宅金融支援機構		
消費生活団体		2	埼玉県生活協同組合連合会		
			さいたま住宅生活協同組合		

計 62

2. 取組別の実施主体及び協力団体

●：実施主体 ○：協力、支援等（実施主体の取組について、協力、支援等を行う。）

施策	実施主体					協力団体											
	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算法適合性判定機関	行政機関 保健、福祉等	消費者相談	警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	不動産団体	宅地建物・ギョー供給事業者	電気・ガス等エネルギー	金融機関等	消費生活団体
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保																	
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 【目標】 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値：35日間以内																	
確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施		●	●	●													○
確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施	●				●												
データベース等を活用した設計者の適格性の確認	●	●	●	●	●												○
審査技術、判定技術向上の取組	●	●	●	●	●												
円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理	●	●	●	●	●												○
相互の情報交換等による連携の確保	●	●	●	●	●												○
説明会や通知等を通じた運用の円滑化	●	●	●	●	●												○
(2) 工事監理業務の適正化とその徹底 【目標】 増築等工事監理者選定割合：100%																	
建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底		●	●	●													○
データベース等を活用した工事監理者の適格性確認		●	●	●													○
工事監理業務の重要性の周知徹底等		●	●														○
(3) 中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底 【目標】 増築等完了検査率、用途変更完了届出率：100%																	
検査未受検・無届出の建築物に対する督促等の実施		●	●														
検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施		●	●														○
中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会		●	●	●													○
地域特性を踏まえた特定工程の設定		●															
(4) 仮使用認定制度の適確な運用 【目標】 仮使用認定制度の円滑な実施 工事中の建築物の安全確保の徹底 等																	
各々の連携体制の構築及び運用の整合性の確保		●		●													
安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底		●															○
工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知		●															○
(5) 建築確認申請等の電子化の推進 【目標】 建築確認申請の電子申請の受付対応 指定確認検査機関及び特定行政庁における互換性のある電子化体制の構築																	
建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討		●	●														○
建築確認の電子申請の受付体制の構築				●													○
確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要は事項を規定				●													○
確認審査報告の電子化の検討		●	●	●													

施策	実施主体					協力団体											
	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関		警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	不動産団体	宅建物・ギン供給事業者	電気・ガス等エネルギー	金融機関等	消費生活団体
						保健、福祉等	消費者相談										
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底																	
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底					【目標】 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保												
指定確認検査機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底	●																
指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施	●	●	●														
指定確認検査機関の処分履歴等の公表等	●																
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底					【目標】 建築士事務所への計画的な立入検査の実施、定期講習等の受講の徹底												
建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施	●										○						
計画的な建築士事務所への立入検査の実施	●										○						
定期講習の受講促進等、建築士制度の周知及び注意喚起の実施	●	●	●								○						
建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表	●										○						
3. 違反建築物対策等の徹底																	
(1) 違反建築物対策の徹底					【目標】 違反建築物対策の徹底												
違反建築物是正計画の作成（是正の優先順位の整理・目標・具体施策の整理等）		●	●														
警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保		●	●			○		○	○								
違反情報、違反対応に関する国・都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有	●	●	●			○											
違反建築物に対する違反是正要領の作成	●	●	●						○								
違反建築物未然防止のためのパトロール等の実施		●	●	○	○						○	○	○				
違反建築物に係る是正・指導の徹底		●	●						○								
違反建築物に係る情報の公表		●	●								○	○					
重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施		●	●					○	○					○			
違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施等	●	●	●						○								
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底					【目標】 違法設置昇降機の安全対策の徹底												
違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握		●						○									
構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底等		●						○	○								

施策	実施主体					協力団体											
	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	適合性判定機関	行政機関		警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	不動産団体	宅地建物・ギン供給事業者	電気・ガス等エネルギー	金融機関等	消費生活団体
						保健、福祉等	消費者相談										
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保																	
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 【目標】 定期報告率：95% 新たに定期報告対象となった防火設備の把握率：90%																	
定期報告制度の周知徹底（平成26年の建築基準法改正で指定された建築物及び昇降機等、防火設備検査）	●									○	○	○					
指定対象を把握するための定期報告台帳の整備	●										○						
未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底	●										○						
未報告建築物に係わる報告徴収、立入検査の実施	●									○	○						
防火設備検査の周知徹底	●										○	○					
関係部署との連携を確保した定期報告業務講習会の実施	●									○	○						
定期報告対象建築物のデータベース化	●										○						
検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施	●										○						
(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進 【目標】 アスベスト台帳整備と使用実態把握の促進																	
アスベスト対策の周知徹底	●	●										○					
アスベストを有する建築物に係わるデータベース化		●															
アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備	●	●															
公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表等	●																
アスベスト対策関係部局との連携		●															
建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用		●										○					
(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用 【目標】 既存建築ストックの安全性の向上																	
既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底	●	●										○					
既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知	●	●										○					
確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知	●	●										○				○	
特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施	●	●								○							
既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備	●	●					○	○				○	○				○
検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用	●	●										○					
増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用等	●									○		○					

施策	実施主体						協力団体									
	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関 保健、福祉等	警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	不動産団体	宅地建物・ギン供給事業者	電気・ガス等エネルギー	金融機関等	消費生活団体
5. 事故・災害時の対応																
(1) 事故対応 【目標】 事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組の実施																
建築関連団体等外部組織との協力体制の整備	●							○	○		○					
事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備		●	●					○	○							
円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備		●	●					○	○							
事故対応マニュアルの整備		●	●					○	○							
事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省・県への情報提供		●	●					○	○							
立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底		●	●					○	○							
同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示		●	●					○	○		○					
(2) 災害対応 【目標】 被災建築物応急危険度判定士登録者数：6,800人以上 被災建築物応急危険度判定模擬訓練：年1回以上																
災害時の連絡体制等の整備	●										○					
迅速かつ正確な災害情報の把握と提供	●															
被災建築物応急危険度判定士の確保	●										○					
被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上	●										○					
広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保	●										○					
訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底等	●										○					
6. 消費者への対応																
【目標】 安全・安心に関する情報の周知徹底と相談体制の構築																
消費者部局及び消費生活センターとの連携		●	●					○								○
ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供		●	●					○			○	○	○	○	○	○
相談窓口の設置、苦情の処理体制整備等		●	●					○			○	○	○	○	○	○

施策	実施主体					協力団体											
	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	適合性判定機関 指定構造計算	行政機関		警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	不動産団体	宅地建物・ギン供給事業者	電気・ガス等エネルギー	金融機関等	消費生活団体
						保健、福祉等	消費者相談										
7. 執行業務体制の整備																	
(1) 内部組織の執行体制 【目標】 建築行政に必要な執行体制の維持・見直し 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施																	
・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成	●	●	●	●	●												
構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の確保		●		●													
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化 【目標】 関係機関・関係団体との連携強化と取組の充実																	
・ 「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」等を積極的に活用し、連携を図る。 ・ 既存の協議会において、構成員の連携を強化し、取組の充実を図る。 ・ 新たな法制度の創設や社会情勢の変化に応じ、関係機関、関係団体と連携した執行体制を整備する。	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) データベースの整備・活用 【目標】 建築確認・検査等に係るデータベースの適切な整備・維持管理の継続 各種施策の対象となる建築物の総数の把握																	
・ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理 ・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化	●																
建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化		●	●														
データベース分析による課題抽出と施策検討等	●	●	●														
指定確認検査機関とのネットワークの構築等		●	●														

3. 進捗状況の把握 【様式】

		目 標	県	特行	限定	指確	指構	団体名	〇〇〇
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保									
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値：35日間以内			○		○			
(2) 工事監理業務の適正化とその徹底	増築等工事監理者選定割合：100%			○	○	○			
(3) 中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底	増築等完了検査率、用途変更完了届出率：100%			○	○				
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	仮使用認定制度の円滑な実施			○		○			
	工事中の建築物の安全確保の徹底			○					
(5) 建築確認申請等の電子化の推進	建築確認申請の電子申請の受付対応					○			
	指定確認検査機関及び特定行政庁における互換性のある電子化体制の構築			○	○	○			
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底									
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保		○						
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	建築士事務所への計画的な立入検査の実施		○						
	定期講習等の受講の徹底		○						
3. 違反建築物対策等の徹底									
(1) 違反建築物対策の徹底	違反建築物対策の徹底			○	○				
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	違法設置昇降機の安全対策の徹底			○					
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保									
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	定期報告率：95%			○					
	新たに定期報告対象となった防火設備の把握率：90%			○					
(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	アスベスト台帳整備と使用実態把握の促進			○					
(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	既存建築ストックの安全性の向上			○					
5. 事故・災害時の対応									
(1) 事故対応	事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組の実施		○						
(2) 災害対応	被災建築物応急危険度判定士登録者数：6,800人以上		○						
	被災建築物応急危険度判定模擬訓練：年1回以上		○						
6. 消費者への対応									
	安全・安心に関する情報の周知徹底と相談体制の構築			○					
7. 執行业務体制の整備									
(1) 内部組織の執行体制	建築行政に必要な執行体制の維持・見直し			○		○			
	審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施		○	○		○			
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	関係機関・関係団体との連携強化と取組の充実		○	○					
(3) データベースの整備・活用	建築確認・検査等に係るデータベースの適切な整備・維持管理の継続		○	○					
	各種施策の対象となる建築物の総数の把握		○	○					

4. 計画の変遷

■ 埼玉県建築物安全安心実施計画（平成11年度～平成22年度）

策定根拠：建築物安全安心推進計画について（平成11年4月6日建設省住指第163号）

- ・第1次 平成11年9月27日 制定（計画期間：平成11年度～平成13年度）
（平成12年9月20日 一部見直し）
- ・第2次 平成14年3月22日 見直し（計画期間：平成14年度～平成16年度）
- ・第3次 平成17年3月16日 見直し（計画期間：平成17年度～平成19年度）
- ・第4次 平成20年3月26日 見直し（計画期間：平成20年度～平成22年度）
（平成21年5月20日 一部見直し）

■ 埼玉県建築行政マネジメント計画（平成23年度～）

策定根拠：建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）

（平成22年5月17日国住指第655号）

（平成27年2月20日国住指第4428号）

（令和2年2月5日国住指第3643号）

- ・第1次 平成23年3月31日 制定（計画期間：平成23年度～平成27年度）
- ・第2次 平成28年3月31日 見直し（計画期間：平成28年度～平成31年度）
- ・第3次 令和2年8月31日 見直し（計画期間：令和2年度～令和6年度）

埼玉県建築行政マネジメント計画

令和2年8月

埼玉県建築物安全安心推進協議会

(事務局：埼玉県都市整備部建築安全課)